

奈良市告示第 194 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年4月4日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年9月18日

奈良市指令整開 第18A-29号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為

平成31年4月4日

第1680号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市神功三丁目7番13

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良県奈良市大宮町一丁目6番21

株式会社 やまと不動産 代表取締役 森本 勇人

奈良市告示第 195 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年4月4日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成28年 9月 9日 奈良市指令整開 第16A-15号

平成30年 7月25日 奈良市指令整開 第16A-15-1号

平成31年 3月18日 奈良市指令整開 第16A-15-2号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年4月4日 第1681号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市山陵町649番1、649番7、649番8、649番11、649番12及び649番18

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市山陵町649番8

吉川 良宏

奈良県磯城郡田原本町薬王寺58 ボナール2000 102号

森田 恵美

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年4月4日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年4月4日

3 移動対象区域

近鉄菖蒲池駅周辺、近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 197号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により奈良市森林整備計画を変更したので、当該森林整備計画を閲覧に供します。

平成31年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

閲覧場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所観光経済部農政課内

奈良市告示第198号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定による事業計画のある道路を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成31年4月5日

奈良市長 仲川 元庸

1 指定年月日

平成31年4月5日

2 指定した道路の名称

（都）西九条佐保線

3 指定した道路の幅員

23.0m

4 指定した道路の延長

17.0m

5 指定した道路の区域

奈良市三条桧町379番1地先から

奈良市三条栄町204番4まで

奈良市告示第199号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年4月8日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年4月8日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(2) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 200 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11の規定により公示します。

平成 31年4月10日

奈良市長 仲 川 元 庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2671400303	京都府木津川市州見台七丁目1番地1	デイスアービスふるふる	奈良市右京三丁目6-2	有限会社セブンプロジェクト	平成31年2月1日

奈良市告示第 201 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により秋篠早月町第一自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 31 年 4 月 10 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	奥畑 宏 奈良市秋篠早月町 10 番 39 号	中本 忠男 奈良市秋篠早月町 4 番 27 号

2 変更の年月日

平成 31 年 3 月 17 日

奈良市告示第 202 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により六条緑町三丁目自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示します。

平成 31 年 4 月 1 日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	浦 信明 奈良市六条緑町三丁目 9 番 13 号	福田 英夫 奈良市六条緑町三丁目 5 番 26 号

2 変更の年月日

平成 31 年 4 月 1 日

奈良市告示第203号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により次のとおり公示します。

平成31年 4月 10日

奈良市長 仲川 元庸

区域	区分	月日(曜日)	時間	場所
月ヶ瀬地区及び都祁地区を除く市内全域	質量計	5月13日(月)から 6月28日(金)まで	午前9時30分から 午後4時まで	質量計の所在場所
		7月2日(火)	午後1時から午後 3時まで	東部出張所
		7月3日(水)	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後3時 まで	農協田原支店
		7月4日(木)	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後3時 まで	鼓阪小学校
		7月5日(金)	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後4時 まで	都跡公民館
		7月9日(火)	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後3時 まで	平城連絡所
		7月10日(水)	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後4時 まで	南部公民館
		7月17日(水)から 7月19日(金)まで	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後3時 まで	ならまちセンター
		7月22日(月)	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後4時 まで	鶴舞小学校
		7月23日(火)	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後3時 まで	富雄公民館
		7月24日(水)	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後3時 まで	佐保小学校
		7月25日(木)	午後1時から午後 3時まで	春日公民館
		7月26日(金)	午前10時から正 午まで	伏見連絡所
		7月29日(月)から 7月31日(水)まで	午前10時から正 午まで及び午後1 時から午後3時 まで	奈良市計量検査所

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受検しなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月28日から翌年の1月5日までの日を除く日の午前9時から午後5時までの間に奈良市計量検査所(奈良市二条大路南一丁目1番1号)において行う。

奈良市告示第204号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等
放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の
規定により告示します。

平成31年4月11日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年4月11日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄西ノ京駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項
に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(3) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を
お持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第 205号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の3の規定により告示します。

平成 31 年 4 月 12 日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
学園前薬局	奈良県奈良市学園北二丁目1番5号 ローレルコート学園前1階	平成31年4月1日

奈良市告示第 206 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成31年4月12日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成31年2月6日 奈良市指令整開 第18A-43号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成31年4月12日 第1682号

公共施設 平成 年 月 日 第 号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市菅原町500番1及び501番1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8番地8

株式会社セブン-イレブン・ジャパン 代表取締役 古屋 一樹

奈良市告示第 207 号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例(昭和 34 年奈良市条例第 13 号) 第 22 条において準用する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 第 20 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、奈良市福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成 31 年 4 月 12 日

奈良市長 仲川 元庸

1 この督促状の調定年度及び期別

調定年度	期別
平成 29 年度国民健康保険料督促状	第 6・7・8・9・10・11・12・1・2・3 月期
平成 30 年度国民健康保険料督促状	第 6・7・8・9・10・11・12・1 月期

2 送達を受けるべき者

別紙公示送達名簿に記載

別紙省略

奈良市告示第208号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年4月12日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年4月12日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(4) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第209号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成31年4月15日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成31年4月14日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1

奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(5) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市環境部 環境政策課 電話0742-34-1111代表

奈良市告示第210号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成31年 4月15日

奈良市長 仲川 元庸

1. 徴収事務

入江泰吉旧居入館料

2. 受託者

奈良市三条本町13番1号

一般財団法人奈良市総合財団

理事長 西谷 忠雄

3. 委託の期間

平成31年4月1日～令和6年3月31日

奈良市告示第211号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成31年 4月15日

奈良市長 仲川元庸

道路の種類	路線名	区間	延長(m)
市道	六条奈良阪線	自：高天町38番3地先から 至：林小路町18番1地先まで	上り L=250m
		自：高天町50番1地先から 至：林小路町17番3地先まで	下り L=250m

奈良市告示第 212 号

平成31年 奈良市告示第186号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。
平成31年4月15日

奈良市長

仲川 元庸

別紙1の表中

辻本 達寛	つじもとクリニック	奈良市学園北2-1-5 ローレルコート学園前レジデンス 施設棟1F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		を
												○			
鶴田 俊介	つるた内科	奈良市学園大和町5-117													

辻本 達寛	つじもとクリニック	奈良市学園北2-1-5 ローレルコート学園前レジデンス 施設棟1F	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		に、

改める。

公當企業

奈良市企業局告示第13号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成31年4月 1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

平成31年4月1日

奈良市公営企業管理者

池田 修

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

平成31年 4月15日

2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

押熊町、南京終六丁目、四条大路三丁目、神殿町、西木辻町の一部

2-2 供用を開始する排水施設の位置

処 理 分 区	起 点	終 点	備考
佐保川第5処理分区	押熊町750番	押熊町755番4	①
南奈良第3処理分区	南京終町六丁目597番2	南京終町六丁目597番3	②
大安寺第3処理分区	四条大路三丁目979番1	四条大路三丁目979番1	③
大安寺第1処理分区	高畑町181番4	高畑町181番4	④
南奈良第3処理分区	神殿392番1	神殿392番1	⑤
大安寺第1処理分区	西木辻町139番21	西木辻町139番19	⑥

3 公共汚水柵設置のうち、供用を開始する箇所

- ⑦石木町631番2 他1筆
- ⑧柳生町80番11
- ⑨四条大路一丁目750番1
- ⑩月ヶ瀬桃香野4475番3
- ⑪東紀寺三丁目1188番2

4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式、合流式

5 終末処理場の位置及び名称

大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター

奈良市企業局告示第14号

奈良市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年奈良市条例第16号）第5条の規定により、負担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は平成31年4月1日から2週間、奈良市企業局事業部下水道事業課に備え置いて縦覧に供します。

平成31年4月1日

奈良市公営企業管理者

池田 修

賦課対象区域（第3負担区）

法華寺町の一部 佐紀町の一部

奈良市企業局告示第15号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、次のとおり収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成31年4月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 収納事務 コンビニエンスストアにおける水道料金及び下水道使用料収納業務

2 受託者 国分グローサーズチェーン株式会社
東京都江東区亀戸2-3-6

株式会社セコマ
北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地

株式会社セブン-イレブン・ジャパン
東京都千代田区二番町8番地8

山崎製パン株式会社
東京都千代田区岩本町3-10-1

株式会社ファミリーマート
東京都港区芝浦三丁目1番21号

株式会社ポプラ
広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665-1

ミニストップ株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー

3 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

奈良市企業局告示第16号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定に基づき、
次のとおり収納業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第
403号）第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成31年4月1日

奈良市公営企業管理者
池田 修

- 1 収納事務 宿日直窓口収納業務
- 2 受託者 南都ビルサービス株式会社
奈良市芝辻町四丁目6-2
- 3 委託期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 4 委託場所 奈良市法華寺町264番地1 奈良市企業局

奈良市企業局告示第17号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）
第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程
第10条の規定により次のとおり公示します。

平成31年4月1日

奈良市公営企業管理者

池田 修

名 称	代表者氏名	所 在 地	指 定 日
株式会社カナン	代表取締役 高 沼 明宏	大阪府羽曳野市蔵之内19-4	平成31年2月14日

教育委員会

奈良市教育委員会告示第12号

平成31年4月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成31年4月12日

奈良市教育委員会

教育長 中 室 雄 俊

1 日 時

平成31年4月18日（木）

午前10時から

2 場 所

奈良市役所 北棟6階 第22会議室

3 会議に附すべき事案

教育長報告

- (1) 令和2～5年度使用奈良市立小学校教科用図書採択の基本方針について
- (2) 令和2年度使用奈良市立中学校教科用図書採択の基本方針について
- (3) 令和2年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について

議事

議案第1号 旧吐山小学校の土地、建物及び工作物の用途廃止について

議案第2号 奈良市社会教育委員の辞任について

議案第3号 奈良市宮跡庭園条例の一部改正について

議案第4号 奈良市宮跡庭園条例施行規則の一部改正について

協議事項

「一条高等学校の将来構想について」

傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、教育政策課にて行います。定員は10名で、定員になり次第締切させていただきます。

選舉管理委員會

奈良市選挙管理委員会告示第 24 号

平成31年4月7日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における投票管理者を次のように変更しました。

平成31年4月5日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武志

1 解任する者

第5投票区投票管理者

奈良市紀寺町838番地の1

東 田 まゆみ

2 選任する者

第5投票区投票管理者

奈良市学園大和町三丁目199番地

鈴 木 啓 也

農業委員会

奈良市農業委員会告示第5号

奈良市農業委員会平成31年3月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和32年奈良市農業委員会告示第3号)第2条第1項の規定により告示します。

平成31年4月8日

奈良市農業委員会長 巽 一孝

1 日時

平成31年4月15日(月) 午前9時30分

2 場所

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室

3 審議案件

・法令等に基づく事務関係

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
- (2) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
- (3) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項に基づく農用地利用配分計画について
- (6) 農地法施行規則(昭和27年農林省令第79号)第29条第1号に該当する転用の届出について(3月専決処理分)
- (7) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について(3月専決処理分)
- (8) 水田・畑地造成形質変更届出について(3月専決処理分)
- (9) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについて
- (10) 知事許可について(3月許可分)